

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市表丹沢野外活動センターについて、指定管理者による管理に移行するに当たり、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるため、改正するものであります。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例

秦野市表丹沢野外活動センター条例（平成18年秦野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第17条を第28条とし、第16条の次に次の11条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、野外活動センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下この条及び第22条において「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第8条、第9条及び第12条から第16条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

3 指定管理者に收受させる利用料金の額は、第7条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

（指定管理者の管理の期間）

第18条 指定管理者が野外活動センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定申請）

第19条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度を斟酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 表丹沢魅力づくり構想における拠点施設としての役割を担い、利用者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) 地域の活性化及び表丹沢の魅力向上につながる自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第24条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理協定の締結)

第21条 指定管理者となるものは、市長との間で野外活動センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、野外活動センターについて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない

い。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況  
(事業報告の聴取等)

第23条 市長は、野外活動センターの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第24条 市長は、野外活動センターを適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第25条 指定管理者は、故意又は過失により野外活動センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が第23条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第27条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号 秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(損害賠償)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第17条 市長は、<u>野外活動センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</u></p> <p>(1) <u>使用の承認並びに利用に係る料金（以下この条及び第22条において「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務</u></p> <p>(2) <u>維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>自主事業に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務</u></p> <p>2 <u>指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条、第8条、第9条及び第12条から第16条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者に収受させる利用料金の額は、第7条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市</u></p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第16条 (略)</p>

長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第18条 指定管理者が野外活動センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第19条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(1) 表丹沢魅力づくり構想における拠点施設としての役割を担い、利用者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

(2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

(4) 地域の活性化及び表丹沢の魅力向上につながる自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第24条において「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理協定の締結）

第21条 指定管理者となるものは、市長との間で野外活動センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 管理業務の報告に関する事項

(4) 管理費用等財務に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

る事項

(7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、野外活動センターについて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(事業報告の聴取等)

第23条 市長は、野外活動センターの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(管理に係る意見聴取)

第24条 市長は、野外活動センターを適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第25条 指定管理者は、故意又は過失により野外活動センター



の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が第23条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第27条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第28条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(委任)

第17条 (略)

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部を改正することについて

## 1 条例改正の概要

表丹沢野外活動センターについて、運営を指定管理者に行わせることができるようにするため、所要の改正を行うもの。

### (1) 指定管理者に行わせる業務（第17条関係）

ア 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務

イ 維持管理に関する業務

ウ 自主事業に関する業務

エ 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

### (2) 指定管理者に管理を行わせることができる期間（第18条関係）

5年を超えない期間。ただし、再指定を妨げない。

### (3) 指定管理者の選定基準（第20条関係）

ア 表丹沢魅力づくり構想における拠点施設としての役割を担い、利用者がより快適に過ごせるための運営上の工夫があること。

イ 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。

ウ 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。

エ 地域の活性化及び表丹沢の魅力向上につながる自主事業のプランを用意していること。

### (4) 指定管理者の選定方法（第20条関係）

公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例第2条に規定される秦野市指定管理者選定評価委員会で候補を選定し、議決を経て指定する。

### (5) その他

指定管理者制度に係る協定の締結、事業報告書の提出、調査、指示等に関する規定を追加する。

## 2 施行日

公布の日

## 表丹沢野外活動センターの運営方法等の見直しについて

### 1 見直しの考え方

表丹沢野外活動センターは、青少年の健全育成と里地里山保全活動を行う拠点として、平成19年7月に設置し、これまで市の直営による運営を行ってきましたが、令和2年9月に「表丹沢魅力づくり構想」を策定し、表丹沢の自然体験拠点における、山岳・里山アクティビティの活性化を支える施設として位置付けたことを機に、表丹沢の様々な魅力を発信できる中心的な拠点として、大きな役割を担うこととなりました。

そこで、構想を踏まえ、以下に掲げる基本方針の下、市内外の一般の方も利用しやすい、利便性の高い魅力的な施設へと転換を図ります。

また、施設の魅力を高めていくための手段として、民間事業者の活力やノウハウを最大限活用し、経費の縮減や利用者ニーズに対応した質の高いサービス提供の期待ができる、指定管理者制度を令和5年4月を目途に導入することとし、効率的かつ効果的な施設運営を目指すものです。

### 2 施設運営の基本方針

#### (1) 「表丹沢魅力づくり構想」を踏まえた施設の活用

「表丹沢魅力づくり構想」において表丹沢野外活動センターは、地域固有の資源の活用により、体験を支える機能を強化することで、表丹沢の魅力を体感しながら発見してもらうとともに、人それぞれの楽しみを提供できる自然体験拠点を目指します。

#### (2) 青少年の健全育成等と野外活動を通じた魅力発信

自然とのふれあいを通して、青少年や市民に学びと体験の場を提供することや、里地里山保全活動の拠点施設としての役割を継承し、青少年や市民が表丹沢の魅力を体感できる機会を創出するため、様々な体験プログラムの提供に取り組みます。

#### (3) 利便性向上に向けたルール改善

青少年団体や学校単位での利用を中心としたこれまでの利用ルールを見直し、家族連れやグループによるレジャー利用での利便性を高め、誰もが使いやすい施設を目指します。また、風呂棟、いろり棟、森林遊び場、テントサイトなどの既存施設は、利用拡大を図りながら、ニーズを捉えた新たな活用も検討します。

表丹沢野外活動センターの民間事業者による運営手法（指定管理者制度等）の導入に向けたサウンディング型市場調査結果概要

表丹沢野外活動センターについて、新たに民間事業者による運営手法（指定管理者制度等）の導入を検討するため、令和3年1月にサウンディング型市場調査を実施しました。

また、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、サウンディング型市場調査実施後における参入の意向、市場性について、市場調査に参加された事業者に対して、本年10月に改めて調査を実施しました。概要及び調査結果については、次のとおりです。

1 参加事業者

- (1) 現地見学会・説明会                      10者
- (2) サウンディング                              7者

2 調査結果

(1) 参入の意向及びその理由等

ア 参入の意向 【変更なし】

	強く希望する	希望する	興味がある	希望しない
令和3年10月	3者	2者	2者	—
令和3年1月	3者	2者	2者	—

イ 主な理由等

- (ア) 他施設との回遊性を実現させ、観光客人口、関係人口増を図りたい。
- (イ) きれいに管理された施設を活用し、地域の拠点として魅力を感じる。
- (ウ) 幅広い利用者に向けたサービスの提供で利用者増加及び満足度向上に寄与できるものとする。
- (エ) 野外活動や自然体験活動は、密集や密閉などのリスクを軽減できる余暇活動として注目を集めている。

(2) 指定管理者制度を導入した場合における市場性及びその理由等

ア 市場性 【変更あり】

	ある	少しある	あまりない	ほとんどない
令和3年10月	5者	2者	—	—
令和3年1月	3者	4者	—	—

イ 主な理由等

- (ア) 新東名開通による市外からの利用者増が見込まれ、既存観光施設との連携性を強めることで利用者にとっての魅力度アップを図り、それを周知させることを前提に、市場性はあると考える。
- (イ) 施設のクオリティが高く、アイデアと運営次第で広域からの集客も可能であると考ええる。
- (ウ) 建物の整備が行き届いており、清潔感のある施設であることや昨今の感染症事情からも屋外施設の重要性が増してきていると感じるため、市場性はあると考える。
- (エ) 築年数が浅い施設なので、維持管理の負荷は高くないため、市場性は少しあると考える。
- (オ) 丹沢の豊かな自然を擁し、都心から約100分、横浜から約80分の立地を生かし、豊かな自然を題材とした体験学習や都市間交流、多世代交流の可能性を有しており、市場性はあると考える。
- (カ) 新型感染症の影響について、宿泊棟等施設の運営体制の見直しをすることで緩和は期待でき、感染症が収束するにつれて状況は改善し、長期的には以前と変わらないポテンシャルがあると判断している。